

第2部 後期実践計画

第1章 重点施策

第2章 基本目標を達成するための施策

第1章 重点施策

本町を取り巻く環境の変化、本町の現状、町民の施策に対する評価（満足度・重要度）及び前期実践計画の総括を踏まえた上で、町の将来像である「ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・宇美」を実現すべく、8つの基本目標・28の施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

一方で「財政状況の改善に向けた取組（改革）の実施」という大きな課題も抱えており、財政改革推進プラン（2017年度～2020年度）を実行中の本町においては、選択と集中による行財政運営が必要不可欠となっています。

この様な背景から、後期実践計画の期間内においては、特に以下の8つの施策を「重点施策」として設定・推進し、「宇美町に住みたい・住んで良かった」と実感できるまちづくりを目指します。

重点目標①「地域の創意と主体性を生かした共働による地域づくりの推進」に関する施策

(1)地域コミュニティの活性化（「基本目標① 共働による活力あるまち」に該当）

- ・地域コミュニティの活性化支援（p21） など

(2)防災対策の充実（「基本目標② 安全に暮らせるまち」に該当）

- ・地域での防災力の強化（p23） など

重点目標②「安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備」に関する施策

(3)子育て支援の充実（「基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち」に該当）

- ・保育の量的拡大及び質の向上（p36）
- ・地域子育て支援事業の充実（p36） など

(4)学校教育の充実（「基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち」に該当）

- ・生き抜く力の育成（p37）
- ・教育環境の整備（p37） など

重点目標③「都市機能の集約と自然、歴史的・文化的資源の活用によるにぎわいの創出」に関する施策

(5)商工業・サービス業の振興（「基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち」に該当）

- ・企業誘致の推進（p45） など

(6)観光の振興（「基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち」に該当）

- ・観光・交流資源の充実・活用（p47） など

(7)道路・交通網の充実（「基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち」に該当）

- ・幹線道路ネットワークの形成（p49） など

なお、これらの施策を推進するための予算を確保するため、「(8)行政経営の推進（p60：「基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち」に該当）」についても重点施策の一つとして設定し、財政状況の改善に向けた取組を他の重点施策の推進と並行して、全庁的に推進していきます。

第2章 基本目標を達成するための施策

前期実践計画では、施策ごとに目標指標を定め、毎年の指標の推移を確認しながら進捗管理を行っていましたが、後期実践計画においては、基本目標が計画最終年度までに達成され、町の将来像を実現させるという視点に立って、施策（取組）を実行していかなければならないと考えています。

そのため、後期実践計画では、基本目標ごとに成果指標（目的としている成果を表す指標）を設定し、町の将来像の実現に向け進んでいきます。

後期実践計画の解説

《記載例》

① 基本目標① 共働による活力あるまち

町民と行政が「共にまちづくりを担う主体である」という認識を持って、お互いの長所を生かしながら、市民の力が地域に生きる実働のまちづくりを目指します。
また、市民のまちづくりを推進するために草創的な役割を担う小学校区コミュニティ運営協議会（以下「地区コミュニティ」という。）及び自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の活性化を支援し、地域課題の解決、地域自治の建立を推進します。

② 成果指標

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
町長選抜調査において「地域コミュニティ活動・ボランティア活動に現在参加しており、今後も参加したい」と回答した町民の割合	15.7%	20.7%

③ 施策の体系

基本目標① 共働による活力あるまち

- 施策1-1 共働の推進
 - ①町長参画の仕組みづくり
 - ②町民団体、ボランティア、NPOなどの育成・支援
 - ③広報・広聴活動の充実
 - ④情報共有
- 施策1-2 地域コミュニティの活性化
 - ①自治意識の高揚
 - ②地域コミュニティの活性化支援
 - ③地域コミュニティ施設の充実

④ 課題

○町民と行政との共働事業を展開し、多くの町民がまちづくりに参加していただくことが必要です。
前期実践計画の展開においては、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりに取り組みました。後期実践計画期間では、取組を更に進めるため、町民、行政、町民団体などの立場を積極的に展開しながら、「共働事業実施制度」などを活用し、多くの町民がまちづくりに参加していただくことが必要です。
○町民への積極的な情報提供が必要。です。
広報うみやホームページをはじめ、あらゆる媒体を活用して行政情報や政策決定過程情報などを積極的に提供し、町民と情報共有を図ることで町の方針を共通認識していただくことが必要です。

⑤ 施策の方向

地域社会における課題の解決を効果的に進めるため、町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って共働する町民参画の仕組みづくりを進めます。

⑥ 主要な取組

①町長参画の仕組みづくり
町民の多様なニーズや課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に資する、有識者の選定における多岐の一般公募、ワークショップ、共働性事業制度などを活用し、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを進めます。

②町民団体、ボランティア、NPOなどの育成・支援
多様な町民団体、ボランティア、NPOなどの自主的な活動を育成・支援するほか、町民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

③広報・広聴活動の充実
広報うみやホームページの内容充実を図るとともに、政策・取組に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報うみやホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各個人体への広聴活動など、町民と行政の常態交換を積極的に進めます。
また、タイムリーな情報をより多くの人に提供するため、SNSを活用した情報発信の充実を図ります。

④情報共有
町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るとともに、町の方針の方針を理解していただくため、町民の保有する情報の公開に関する条例及び町民参画人権の保護に関する条例に基づき、町民と積極的な情報交換と適切な個人情報保護を推進します。

解 説

- ①基本目標・・・町の将来像を実現するために取り組む政策の大綱を示しています。
- ②成果指標・・・基本目標ごとに定めた目標値を示しています。
- ③施策の体系・・・基本目標ごとの施策の体系を示しています。
- ④課題・・・前期実践計画における成果と課題を検証した上で設定した後期実践計画の主要な課題を施策ごとに示しています。
- ⑤施策の方向・・・施策に取り組む際の方向性について示しています。
- ⑥主要な取組・・・施策ごとの主要な取組を具体的に示しています。

後期実践計画（2019年度～2022年度）の施策体系

まちづくりの 基本理念

ひとが輝き！
地域が輝き！！
まちが輝く!!!
元気なまちづくり

町の将来像

ともに創る
自然とにぎわいが融合したまち・宇美

重点目標

地域の創意と主体性を
生かした共働による
地域づくりの推進

安心して産み育てる
ことができる子育て・
子育て環境の整備

都市機能の集約と
自然、歴史的・文化的
資源の活用による
にぎわいの創出

基本目標

基本目標①	共働による活力あるまち	施策 1-1 共働の推進 施策 1-2 地域コミュニティの活性化
基本目標②	安全に暮らせるまち	施策 2-1 防災対策の充実 施策 2-2 交通安全・防犯の充実 施策 2-3 消費者施策の充実
基本目標③	人にやさしく、 健やかに暮らせるまち	施策 3-1 地域福祉の充実 施策 3-2 高齢者福祉の充実 施策 3-3 障がいのある人の福祉の充実 施策 3-4 町民の健康づくりの推進
基本目標④	次代の担い手を育み、 自己実現を進めるまち	施策 4-1 子育て支援の充実 施策 4-2 学校教育の充実 施策 4-3 生涯学習の推進 施策 4-4 青少年の健全育成 施策 4-5 スポーツ活動の推進 施策 4-6 芸術・文化活動の推進 施策 4-7 読書活動の推進
基本目標⑤	産業の振興で 活気を生むまち	施策 5-1 商工業・サービス業の振興 施策 5-2 農林業の振興 施策 5-3 観光の振興
基本目標⑥	住みやすい環境づくりを 進めるまち	施策 6-1 道路・交通網の充実 施策 6-2 都市機能の立地誘導・集約 施策 6-3 上・下水道の整備
基本目標⑦	自然と共生する 魅力あふれるまち	施策 7-1 循環型社会形成の推進 施策 7-2 自然環境の保全と公園・緑地・水辺の保全・整備 施策 7-3 生活環境の保全・向上 施策 7-4 文化財の保存と活用
基本目標⑧	個人を尊重し 行政経営を進めるまち	施策 8-1 人権尊重・男女共同参画の推進 施策 8-2 行政経営の推進

基本目標① 共働による活力あるまち

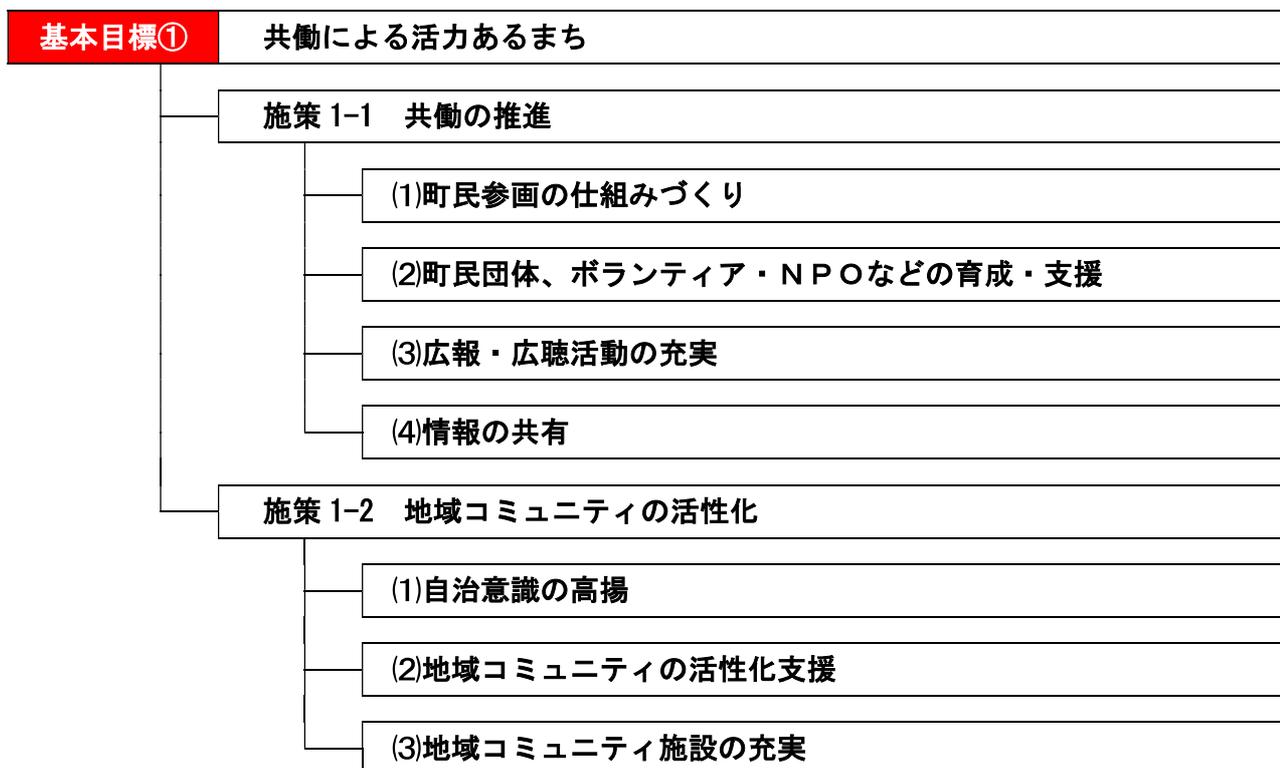
町民と行政が「共にまちづくりを担う主役である」という意識を持って、お互いの長所を生かしながら、町民の力が地域に生きる共働のまちづくりを目指します。

また、共働のまちづくりを推進するために重要な役割を担う小学校区コミュニティ運営協議会（以下「校区コミュニティ」という。）及び自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の活性化を支援し、地域課題の解決、地域自治の確立を推進します。

【成果指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
町民意識調査において「地域コミュニティ活動・ボランティア活動に現在参加しており、今後も参加したい」と回答した町民の割合	15.7%	20.7%

【施策の体系】



【課題】

○町民と行政との共働事業を展開し、多くの町民がまちづくりに参画していただくことが必要です。

前期実践計画の期間においては、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりに取り組みました。後期実践計画期間では、取組を更に進めるため、町民、行政、町民活動団体などとの共働事業を積極的に展開しながら、「共働事業提案制度」などを活用し、多くの町民がまちづくりに参画していただくことが必要です。

○町民への積極的な情報提供が必要で

す。広報うみやホームページをはじめ、あらゆる媒体を活用して行政情報や政策決定過程情報などを積極的に提供し、町民と情報共有を図ることで町の方針を共通認識していただくことが必要です。

【施策の方向】

地域社会における課題の解決を効果的に進めるため、町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って共働する町民参画のまちづくりを更に進めます。

【主要な取組】

(1)町民参画の仕組みづくり

町民の多種多様なニーズや課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向け、各種計画の策定における委員の一般公募、ワークショップ、共働提案事業制度などを活用し、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを図ります。

(2)町民団体、ボランティア・NPOなどの育成・支援

多様な町民団体、ボランティア・NPOなどの自主的な活動を育成・支援するほか、町民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(3)広報・広聴活動の充実

広報うみやホームページの内容充実を図るとともに、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報うみやホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体への広聴活動など、町民と行政の情報交換を積極的に進めます。

また、タイムリーな情報をより多くの人に提供するため、SNSを活用した情報発信の充実を図ります。

(4)情報の共有

町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るとともに、町の施策の方針を理解していただくため、宇美町の保有する情報の公開に関する条例及び宇美町個人情報の保護に関する条例に基づき、円滑で積極的な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

《関連する計画》

宇美町共働のまちづくり推進のための指針（平成 25 年 7 月）

宇美町地域コミュニティ推進計画（平成 27 年 10 月）

《用語解説》

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）…インターネットを介して、相互にコミュニケーションできるサービスやウェブサイトのこと。ライン、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなど。本町では公式 SNS としてフェイスブック、ツイッターを情報発信専用として運用。

【課題】

○地域コミュニティ活動の活性化に向けた継続的な支援が必要です。

地域コミュニティ活動への町民の理解を深めるための事業（町民対象の研修や情報の提供、活動の周知・広報など）の実施はもちろんのこと、校区コミュニティ及び自治会をはじめとした地域コミュニティ活動団体への人的・物的支援を継続的に行う必要があります。

【施策の方向】

地域の連携や郷土意識の継承による、住みよさや豊かさの感じられる魅力ある地域コミュニティの形成に向け、地域コミュニティの活性化と自治機能の向上促進のための取組を継続的に支援します。

【主要な取組】

(1)自治意識の高揚

地域コミュニティの重要性や地域コミュニティ活動の状況などについての広報・啓発活動を積極的に行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動へ町民の参加を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(2)地域コミュニティの活性化支援

地域コミュニティと行政のつなぎ役として配置している地域づくりコーディネーターによる活動への支援を行います。

安全で安心して暮らせる地域づくりに向けては、自主防災・防犯組織の育成、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援など様々な地域コミュニティ活動を支援します。

(3)地域コミュニティ施設の充実

町民のふれあいの場、活動の場として、既存施設の有効活用を進め、地域コミュニティ施設（活動拠点）の充実に努めます。

《関連する計画》

宇美町地域コミュニティ推進計画（平成 27 年 10 月）

《用語解説》

地域コミュニティ…地域をよりよくすることを目的に結成された集団や組織。自治会は、地域コミュニティを形成する基礎的な組織であり、小学校区コミュニティ運営協議会（校区コミュニティ）は自治会を超えてより広い地域課題の解決や地域活性化に取り組む組織。



地域コミュニティ活動（あいさつ運動）の様子

基本目標② 安全に暮らせるまち

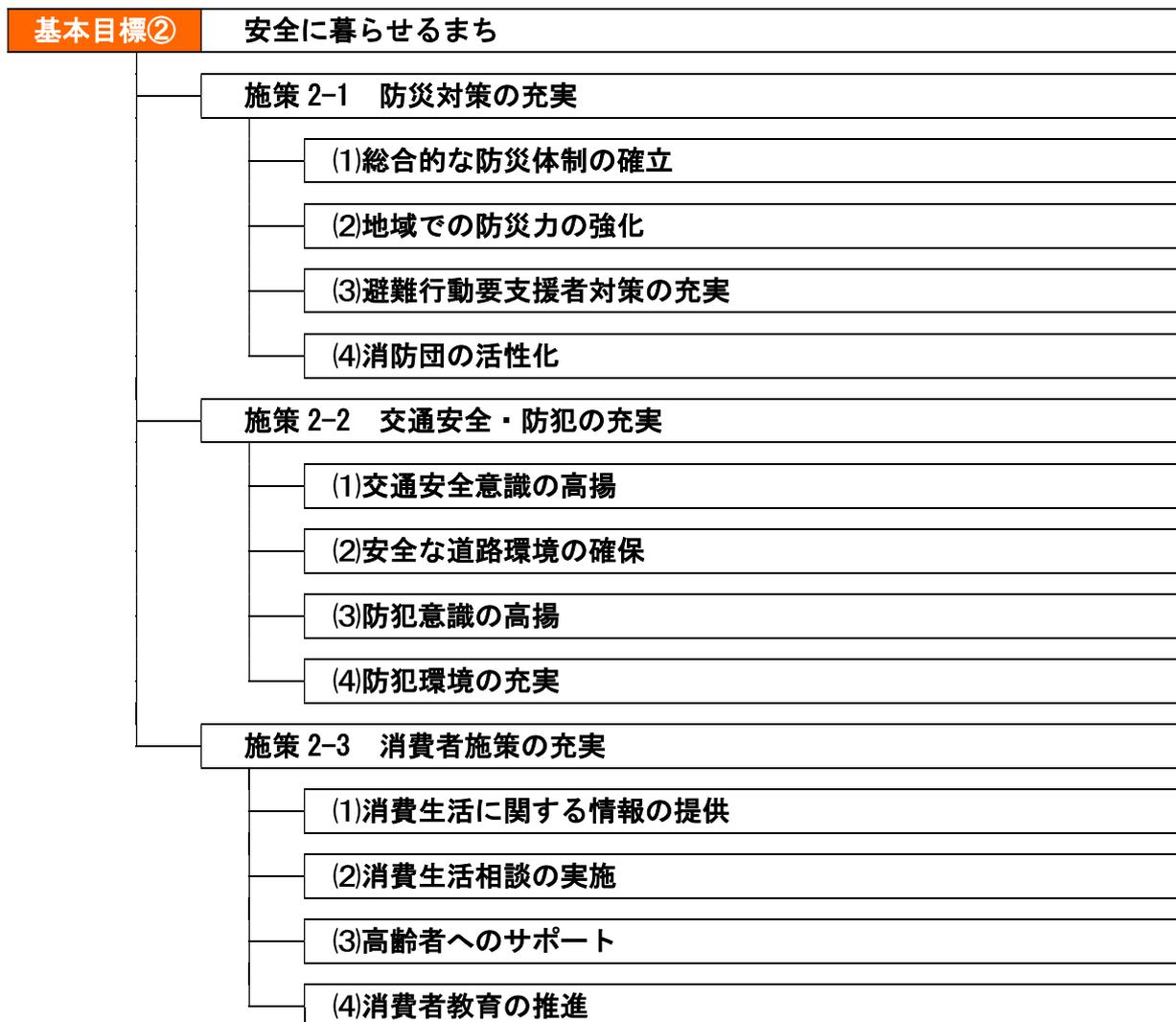
町民の生命・財産を自然災害などから守るため、総合的な防災対策を推進します。

また、町民が安全で安心な生活が営めるよう交通安全・防犯に関する啓発、地域の見守り組織の育成、消費者施策の充実などに取り組むとともに、地域の安全を守る自主的な活動を支援します。

【成果指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
安全に暮らせるまちだと思う町民の割合	—	50.0%
災害時の避難路・避難場所を知っている町民の割合	75.6%	90.0%以上
交通事故発生件数（の減少）	155件	150件以下
刑法犯罪認知件数（の減少）	180件	160件以下

【施策の体系】



【課題】

○町民の防災意識を高め、自助・互助・共助による災害への対応を推進することが必要です。

全国各地で地震や風水害など大規模な災害が毎年のように発生する中、行政による支援（公助）は限界があり、被害を最小限にとどめるためには、町民の防災意識の向上を図り、町民同士の助け合い（互助・共助）につなげるとともに、災害に関する情報を迅速かつ確実に伝達する必要があります。

○消防団や自主防災組織を核とした消防・防災体制の拡充が必要です。

大規模な災害などに的確に対応するため、地域防災力の中核となる消防団を維持・拡充するとともに、自主防災組織の育成・活動の活性化支援を行う必要があります。

【施策の方向】

地域防災の体制強化に努め、安全に安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。

消防・防災力については、消防本部（署）と消防団・自主防災組織との連携により、その機能の充実・強化に努めます。

【主要な取組】

(1)総合的な防災体制の確立

避難路・避難場所の周知、計画的な防災訓練の実施、緊急時の情報通信体制の充実などの防災施設・設備の整備、河川・雨水調整池及びため池などの維持・補修、地域の商工業者の協力による食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄など、地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立を進めます。

また、有事などの緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき町民の安全確保に努めます。

(2)地域での防災力の強化

土砂災害ハザードマップや防災ハンドブックなどによる啓発・情報提供の充実や防災研修会などへの参加促進、地域での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成、木造住宅の耐震化の啓発など町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

地域での防災訓練の実施にあたっては、校区コミュニティを核として、行政と地域住民による共働により実施し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

(3)避難行動要支援者対策の充実

関係機関と連携して、避難行動要支援者の把握及び個別計画の策定、地域での情報の共有など横断的な避難支援体制の確立を図ります。

(4)消防団の活性化

消防団の重要性に関する町民意識の啓発を図りながら、団員確保対策の強化や訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団の活性化を推進します。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化のため、機能別消防団員の導入について検討を進めます。

《関連する計画》

宇美町地域防災計画（平成 29 年 11 月改訂）

宇美町業務継続計画（平成 29 年 12 月）

《用語解説》

土砂災害ハザードマップ…災害時の避難について必要な事項を町民に知らせるため、土砂災害が発生した場合に被害を受ける範囲、河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況、避難所などを示した地図。

避難行動要支援者…災害の発生又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難で手助けが必要となる方のこと。

機能別消防団員…能力や事情に応じて特定の活動のみに参加する消防団員。



原田小学校区防災訓練



福岡県消防操法大会

【課題】

○行政と地域、関係機関・団体が連携を強化し、協力して交通事故・犯罪を未然に防止する環境をつくる必要があります。

交通事故及び刑法犯発生件数は年々減少していますが、更なる減少を目指すために行政と地域、関係機関・団体が連携を強化し、安全で安心な環境づくりを進める必要があります。

【施策の方向】

警察を中心とした関係機関・団体との連携を図り、交通安全への意識の高揚や施設の充実に努めるとともに、地域防犯体制の充実を図り、町民の暮らしのニーズに対応した安全で安心な環境づくりを推進します。

【主要な取組】

(1)交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、粕屋警察署や交通安全協会宇美支部などと連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施します。また、飲酒運転撲滅のPR、交通安全運動の展開などを通して町民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2)安全な道路環境の確保

県公安委員会に対する信号機・横断歩道など交通安全施設の設置要請、歩道、防護柵などの設置及び維持管理、道路線形改良の促進など道路環境の整備を計画的に進めます。

特に通学路の安全確保については、「宇美町通学路交通安全プログラム」に基づく安全点検・環境整備を行います。

(3)防犯意識の高揚

警察や関係機関・団体との連携のもと、広報による啓発活動や情報提供などを通じて、町民の防犯意識の高揚を図ります。

また、犯罪被害者などの支援のための体制整備を推進します。

(4)防犯環境の充実

自治会や校区コミュニティ、粕屋警察署少年補導員、小・中学校PTA、事業所などによる自主的な地域・学校などの安全活動を促進し、防犯活動の体制強化を図ります。

また、自治会との連携により、必要な箇所への防犯灯の整備（LED化）を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

《関連する計画》

第10次宇美町交通安全計画（平成29年3月）

宇美町通学路交通安全プログラム（平成28年3月）



原田小学校区コミュニティ夜間パトロール

【課題】

○消費者意識の高揚と消費生活相談窓口の充実が必要です。

町民が安心して豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者教育・啓発活動により自立した消費者の育成に努めるとともに、複雑・多様化する消費者問題に適切に対応するため、消費生活相談窓口の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

消費者保護に関する啓発などを行うとともに、消費者教育の推進を実施し、自立した消費者の育成に努めます。

消費生活相談センターを糟屋中南部地域で運営し、より細やかな相談対応や情報提供を行います。

【主要な取組】

(1)消費生活に関する情報の提供

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立した消費者の育成を図ります。

また、最近被害の多い振り込み詐欺や不当・架空請求、家屋の点検・リフォーム商法などの情報について、広報うみやホームページなどを活用して積極的に提供します。

(2)消費生活相談の実施

かすや中南部広域消費生活センターにおいて、月曜日から金曜日までの週5日間専門相談員による消費生活相談を実施します。また、宇美町消費生活相談窓口においても週1回、専門相談員による出張相談を実施し、被害発生時における問題解決のためのアドバイスなどを行います。

(3)高齢者へのサポート

高齢者が被害にあわないためのアドバイスや、被害にあった場合の対応を関係機関などと連携してサポートします。

(4)消費者教育の推進

啓発活動や専門相談員による消費者講座を実施し、自立した消費者として合理的な判断ができるような取組を行っていきます。



かすや中南部広域消費生活センター

基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち

65歳以上の高齢者の割合が26%を超える超高齢社会にあって、高齢者が心身ともに健康で生きがいを感じて暮らすことができるような環境づくりに努めます。

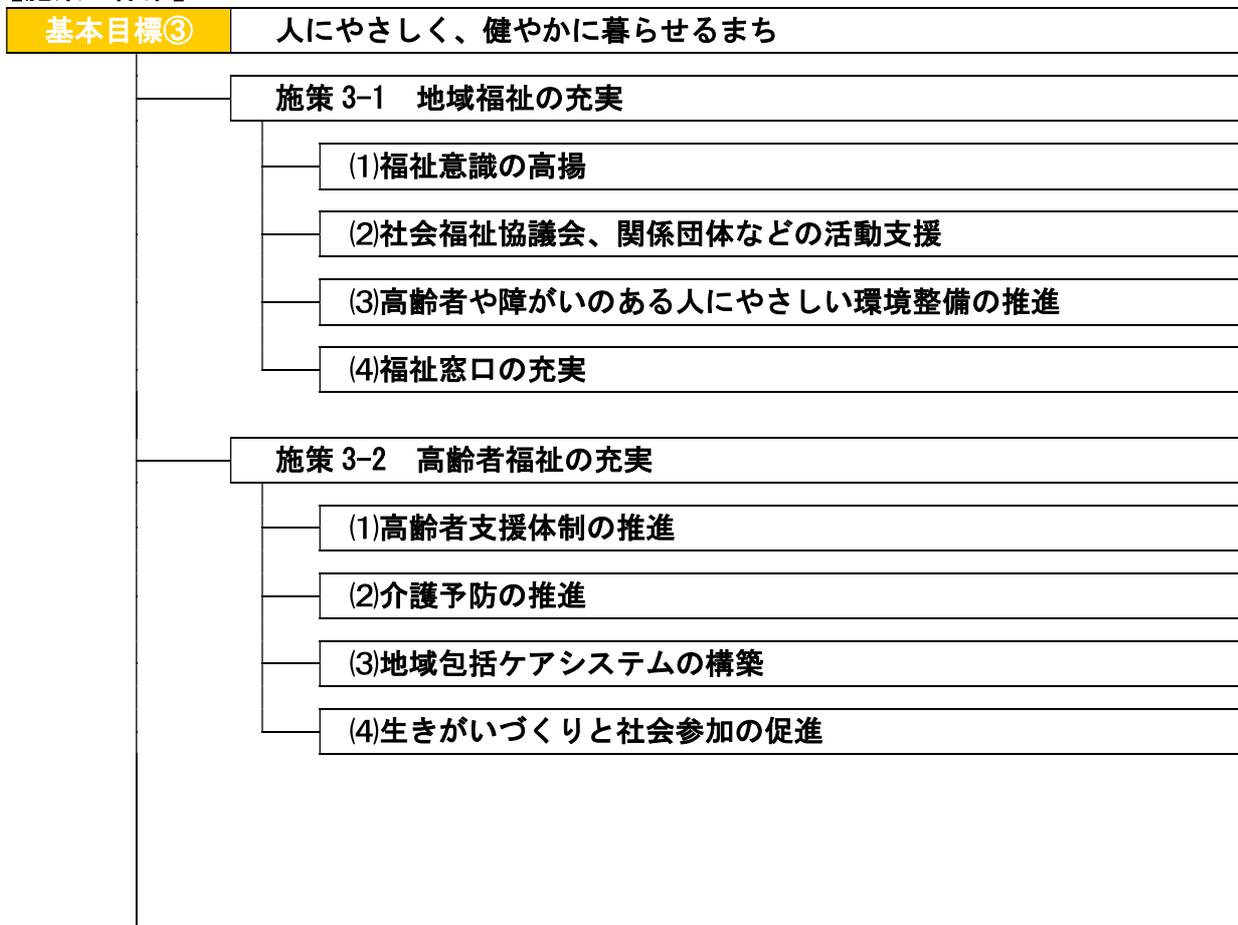
障がいのある人の社会参加を促進するために良質な福祉サービスの提供に努め、障がいのある人もない人も地域でともに生活できる「共生の社会」に向けた取組を推進します。

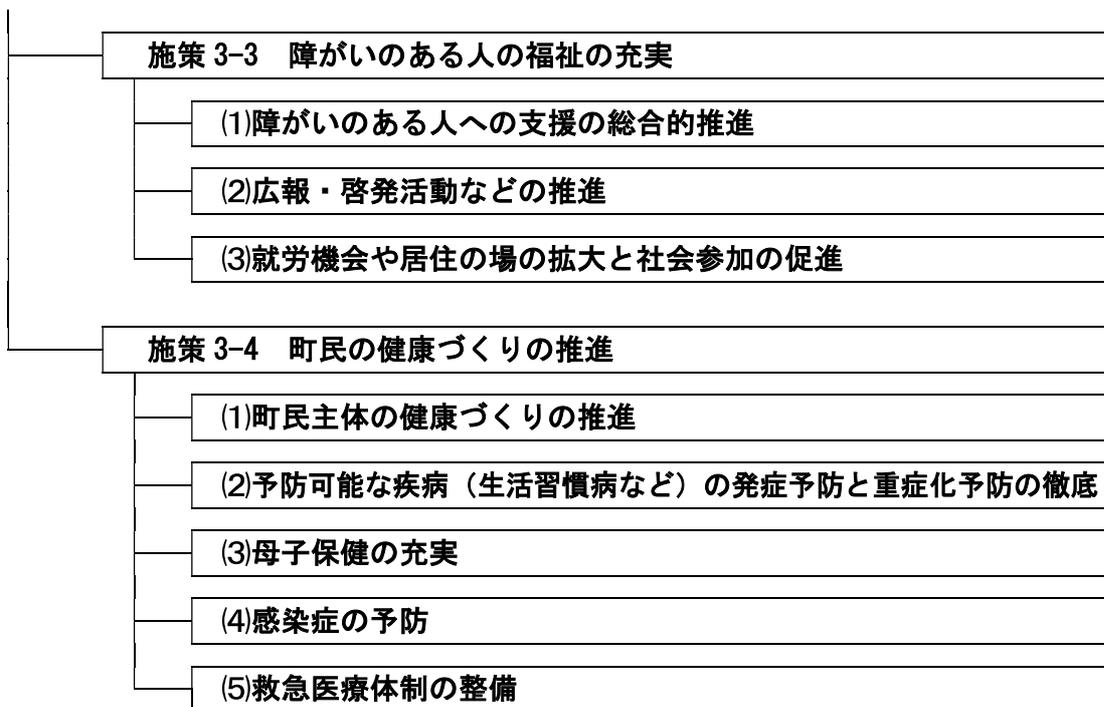
自らの健康は自らで守ることを基本とし、すべての町民が元気で健康に暮らすための健康づくり事業を推進します。

【成果指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
「地域福祉の充実」施策に満足している町民の割合	20.0%	25.0%
「高齢者福祉の充実」施策に満足している町民の割合	20.0%	25.0%
「障がいのある人の福祉の充実」施策に満足している町民の割合	15.7%	20.7%
学童期における高血糖児の割合	29.5% (2016)	15.0%
健診で高血糖が発見され、治療を開始した町民の割合	37.2% (2016)	62.0%

【施策の体系】





【課題】

○誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向け、各種団体との連携強化、地域を交えた地域福祉の向上が必要です。

誰もが住み慣れた地域の中で、支え合いながら安心して暮らすことができるよう、町民の地域福祉の高揚を図るとともに、社会福祉協議会をはじめとする各種団体や地域との連携を強化し、地域福祉活動を充実させることが必要です。

【施策の方向】

誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員協議会、障がい者団体、福祉事業者、学校、ボランティア団体、校区コミュニティなど各種団体との連携を強化するとともに、さらに多くの町民の福祉活動への参画を促進し、地域も交えた地域福祉の向上に努めます。

【主要な取組】

(1)福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施などを通じて、町民一人一人に高齢者や障がいのある人などに対する正しい知識の普及に努め、福祉意識の高揚とノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。

(2)社会福祉協議会、関係団体などの活動支援

地域福祉を推進する社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員協議会の活動充実、関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。

特に、社会福祉協議会、ボランティアセンターと連携を図り、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

(3)高齢者や障がいのある人にやさしい環境整備の推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者や障がいのある人が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

(4)福祉窓口の充実

福祉サービスの利用や相談などが気軽に行えるように、窓口のわかり易さ、サービスの向上に更に努めます。

《関連する計画》

- 宇美町総合福祉計画（平成 28 年 3 月）
- 宇美町障がい者基本計画（平成 30 年 3 月）
- 宇美町障がい者福祉計画（平成 30 年 3 月）
- 宇美町障がい児福祉計画（平成 30 年 3 月）
- 宇美町高齢者福祉計画（平成 30 年 3 月）

《用語解説》

ノーマライゼーション…障がいのある人や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方

【課題】

○高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域が一体となって高齢者を支える環境をつくる必要があります。

高齢者の日常的な暮らしを支えるとともに、地域の中でいきいきと生活を送っていただけるよう、社会参加や在宅生活への支援、介護保険事業の充実を地域とともに構築していく必要があります。

【施策の方向】

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険事業の充実に努め、共に支え合う地域づくりの推進に努めます。

【主要な取組】

(1)高齢者支援体制の推進

宇美町高齢者福祉計画及び福岡県介護保険広域連合の介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、サービスの質の向上、苦情・要望への適切な対応など、総合的な推進体制の強化を図ります。

また、地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護などを行う包括的支援事業を効果的に推進します。

(2)介護予防の推進

加齢に伴って生じる心身の変化に起因する予防可能な疾病のリスクを早期に発見するため、介護予防対策者把握事業、総合相談事業、健診データなどを活用し、個々にあった予防事業を紹介します。また、校区コミュニティでの介護予防教室を全町的に実施し、介護予防の推進と社会参加の機会を提供します。

(3)地域包括ケアシステムの構築

①在宅医療・介護連携の推進

医師会、歯科医師会などの関係団体、ケアマネジャーをはじめとする地域における多職種連携を図り、適切な支援につなげます。

②認知症施策の推進

医師会、警察署などの関係団体・機関と連携して地域における連携システムの構築を図るなど、認知症の方の住み慣れた地域での生活を支援します。

③地域ケア会議の実施・拡充

個別ケースを多職種で検討する地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実やそれを支える社会基盤の整備を図ります。

④生活支援の充実・強化

地域ニーズと生活支援サービス提供事業者とのマッチングにより高齢者個人に「自立支援」の考え方に基づいた必要なサービスが提供されるよう、適切な支援をします。

(4)生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。

《関連する計画》

宇美町総合福祉計画（平成 28 年 3 月）

宇美町高齢者福祉計画（平成 30 年 3 月）

《用語解説》

地域包括支援センター…高齢者の方が住み慣れた地域で、安心して生活を継続することができるように、保健・福祉・医療の分野で総合的に支援していくための機関。本町では宇美町役場内に設置されている。

地域包括ケアシステム…高齢者の方が重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。



介護予防教室



グラウンド・ゴルフ

【課題】

○障がいのある人が地域で生きがいを感じ、安心して暮らせる環境をつくる必要があります。

障がいのある人が地域社会において様々な活動に参加し、自立した生活を送っていくための社会環境を構築する必要があります。

【施策の方向】

障がいのある人が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域と関わり合える社会環境づくりを推進します。

【主要な取組】

(1)障がいのある人への支援の総合的推進

宇美町障がい者基本計画、宇美町障がい者福祉計画及び宇美町障がい児福祉計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービス、自立のための訓練や就労の支援のための事業などに対する給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、障がい福祉サービスの適切な提供を図ります。

(2)広報・啓発活動などの推進

ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めます。

(3)就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、就労相談の充実や事業所への障がいのある人の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、福祉的就労機会の充実に努め、居住の場の拡大を図り、障がいのある人の社会参加を促進します。

《関連する計画》

宇美町総合福祉計画（平成 28 年 3 月）

宇美町障がい者基本計画（平成 30 年 3 月）

宇美町障がい者福祉計画（平成 30 年 3 月）

宇美町障がい児福祉計画（平成 30 年 3 月）

【課題】

○町民自らが健康管理を行い、健康増進活動に取り組む環境づくりが必要です。

すべての町民が生涯にわたって健康で暮らせるよう、自分自身の健康状態を的確に把握し、適切に健康増進活動に取り組める（参加できる）環境をつくる必要があります。

【施策の方向】

すべての町民が生涯を通じて健康で元気に暮らせるように、「自分の健康は自分で守り・つくる」という意識を醸成するとともに、健康的な生活習慣づくりによって疾病の発症を予防する一次予防に重点を置き、ライフステージに応じた健康づくりサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりを推進します。

また、町民の健康づくり（健康管理）を経営的な視点から考え、戦略的に実践することにより、健康寿命の延伸にとどまらず地域の生産性・創造性の向上、さらには医療費削減など多岐に渡る効果を発揮する「健康づくり経営」を目指します。

【主要な取組】

(1)町民主体の健康づくりの推進

町民一人一人が、自分の心身の状況を理解し、健康的な生活ができるように、正しい知識の普及や健康づくりの意識高揚を図ります。

また、ライフステージに応じた、町民の主体的な健康づくりを支援します。

(2)予防可能な疾病（生活習慣病など）の発症予防と重症化予防の徹底

予防可能な疾病のリスク及び疾病の早期発見のため、健診・検診の受診率の向上を図ります。

また、健診データをもとに、適切な疾病予防ができるよう保健指導や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。

(3)母子保健の充実

子どもの成長、発達の原理を理解した上で、子どもの生活環境を作っていくことが将来の生活習慣病の予防につながることから、妊娠期からの健康診査・保健指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、乳幼児健康診査、訪問指導など各事業の一層の充実に努めます。

(4)感染症の予防

感染症の罹患と重症化を予防するため、予防接種についての情報提供を行い、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図ります。

また、関係機関との連携のもと、新型インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及や危機管理体制の強化に努めます。

(5)救急医療体制の整備

医師会や医療機関との連携・協力により、休日・夜間の救急医療体制の確保と地域救急医療体制の充実に努めます。

《関連する計画》

宇美町新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 10 月）

宇美町保健事業実施計画（平成 30 年 4 月）

宇美町特定健診等実施計画（平成 30 年 4 月）

宇美町健康増進計画（平成 30 年 7 月）